

平成22年第1回上峰町議会定例会会議録

平成22年3月5日（金曜日） 本会議6日
 会期 15日間 委員会4日
 平成22年3月19日（金曜日） 休会5日

平成22年3月5日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第1日）	
出席議員 （9名）	1番 松田俊和 2番 原慎和彦 3番 4番 漆原悦子 5番 中山五雄 6番 矢動丸博文 7番 井上正宣 8番 伊東盛雄 9番 岡光廣 10番 吉富隆
欠席議員 （0名）	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 副町長 教育次長兼 教育長 吉田茂 鶴田良弘 生涯学習課長 会計管理者 池田豪文 総務課長 江頭典雄 住民課長 鶴田直輝 健康増進課長 江口正光 税務課長 白濱博巳 企画課長 北島徹 建設課長 江崎文男 福祉課長 岡義行 産業商工課長 渡邊昭秋 教育課長 大隈忠義 文化課長 原田大介 子ども安全課長 川原源弘 農業委員会事務局長 福島日出夫
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 小野清人 議会事務局係長 石橋英次

議事日程 平成22年3月5日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第3号～議案第31号、議案第32号)
- 日程第5 議案審議
議案第18号 平成21年度上峰町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第6 議案第19号 平成21年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第20号 平成21年度上峰町老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第21号 平成21年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第22号 平成21年度上峰町土地取得特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第23号 平成21年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第24号 平成21年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第25号 平成22年度上峰町一般会計予算
- 日程第13 討論・採決

午前9時43分 開会

議長(吉富 隆君)

皆さんおはようございます。本日は平成22年第1回定例会が招集されましたところ、御多忙中、御参集いただきまして大変ありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成22年第1回上峰町議会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、去る2月15日、同僚議員である松尾仁議員が急逝されました。ここで黙祷をささげ、故人の冥福をお祈りしたいと思います。皆さん御起立をお願いいたします。黙祷始め。

〔黙 祷〕

議長(吉富 隆君)

黙祷やめ。御協力大変ありがとうございました。着席をお願いいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（吉富 隆君）

日程第1．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、2番原楨和彦君及び4番漆原悦子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（吉富 隆君）

日程第2．会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日より3月19日までの15日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第3 町長の施政方針

議長（吉富 隆君）

日程第3．町長の施政方針。

町長の施政方針をお願いいたします。

町長（武廣勇平君）

おはようございます。本日ここに、平成22年上峰町議会3月定例会の開会に当たりまして、議員各位に御参集いただきまして、心から感謝を申し上げます。町長に就任して、もうすぐ1年がたちます。私をここまで導いてくださったのは、議員各位や町民の皆様の御理解と御協力によるものです。心から感謝いたします。

上峰町行政の長として1年を振り返りますと、焦り、迷うこともありました。でも、少しずつわかってきました。大切なことは、意見の違いがあることは当たり前だと考えることだと思います。さまざまな声がございます。大きい声も、真意とは真逆の小さい声も、声なき声も。一つ一つのその声にしっかり耳を傾ける姿勢だけは崩さずに、すぐにできることは実行し、時間のかかることでも未来に向けて着実に実現の可能性を信じて努力していきたいと思っております。

私にとりましては、初めて臨む予算編成となりました。私は、予算編成に当たって考えを持っています。それは、単に経費削減だけが改革ではないということです。行財政を改革し、持続可能な町として経営の基盤を確立することは実現しなければなりません。しかし、それはすべての町民の皆様のために、信頼のもとに行われなければなりません。町民の皆様の御理解を得られる範囲を超えて行き過ぎた削減を行うことは、政治の本来の役割から逆行

することであると思います。なぜなら、憲法でいえば国民の生命と財産を、つまり住民の皆様
の命と暮らしを守る、このことが私たちの役割であるからです。

骨と皮だけで辛うじて踏ん張っている上峰町の体力を健康体に回復させるため、とにかく
大規模事業を一切行わず、起債を伴う事業は極力控え、その一方で住民の皆様
のサービスを可能な限り維持し、町民の皆様
の「こんなまちにしたい」という町政に対する熱い思いや願いを可能な限り
予算に反映できるよう意を尽くしました。これから行う取り組みが町民の
皆様にたえ得るか、また、町民の皆様
の立場に立った仕事ができているだろうかということ
を常に考える姿勢だけは崩さずに町政運営を行っていきます。

本定例町議会にて、平成22年度予算案及び関連諸議案を提案し、御審議
いただくに当たり、新年度の町政運営に向けて私が臨む基本的な考えと
主な施策の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と一層の御協力を賜ります
ようお願いいたします。

昨年3月に町政のかじ取り役を担わせていただくことになりまして、1年が経過いたしました。
町政運営には「協働・協治」を理念に掲げております。恒心を失わず、恒産を守らず、
泉のように地域から富を創造する創富力を高めるべく、協働・協治の実現を果たしてまい
ります。

私は、町民の皆さんみずからが決定をし、みずからがその中に参画するという仕組みをつ
くりまします。町民参加型の町政の実現です。これからの行政運営の方法を、新たな視点や斬
新な発想により方針を策定していただきます。

知恵は奪い合いません。協働はだれかを差別しません。私が目指すものはピラミッドでは
ありません。統治でなく協治。分散型でボトムアップのまちづくり。一人一人の人間が自由
に知恵を出し合い、お互いを高め合いながら高い成果を追求する、そんなまちづくりです。

だれかの成功がだれかの失敗になるようなゆがんだ社会とは決別しましょう。多様な価値
観と経験が存分に発揮され、互いに切磋琢磨し、時に響き合う真の民主主義、生活者主権の
上峰を実現したいと考えます。住民サービスの維持と健全な財政運営の両立を目指し、新た
な時代にふさわしい新たな行財政モデルの構築に向けて、具体的な御議論をお願いしたいと
思います。

議員の皆様を初め、町民の皆様と協働を進めていく上で、情報の共有と相互理解を深める
ことは欠かせません。昨年の施政方針でも触れましたけれども、できるだけ多くの声を聞き、
対話を大切にすることが必要です。対話を通して情報の共有と相互理解を深めていくことが、
協働のまちづくりをより効果的に進めていくことにつながると考えています。

私は、情報の共有と相互理解を進める一環として、広報紙をできるだけわかりやすく、親
しみや楽しさを持って読んでいただけるよう、作成の方法や内容の充実を図り検討してい
きたいと思います。

あわせて、昨年は実施できなかった車座集会の実施のほか、多くの皆様とのより効果的な

対話のあり方について検討していきます。そして、「チンゼイザンノツキノカゲ」で始まる郷土唱歌は、手拍子だけで歌うことのできる、誕生から年が経過しても色あせない名曲です。この歌を通じて町民の皆様と行政との連帯感や一体感が高まるよう、この歌が広く愛され、もっと多くの場や機会でも歌っていただけるような取り組みを進めていきたいと考えています。

一昨年の世界的金融危機以降、我が国の景気動向は一段と深刻さを増し、雇用環境の悪化や消費者物価の下落などデフレ兆候も顕著になり、デフレ宣言もなされました。このように景気、経済の先行きが不透明な中、国の新年度予算案は、税収の大幅な落ち込みを過去最大の新規国債の発行で賄うなど、厳しい予算編成を余儀なくされています。

国は長引く経済状況の悪化に対応するため、平成21年度第1次補正予算における経済危機対策と、第2次補正予算における緊急経済対策と続けざまに経済対策を講じる一方、新年度予算案においては、地方が自由に使える財源をふやすことを念頭に、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税を過去最高に増額するなど、地方財政に対する一定の取り組みも行っています。

本町におきましても、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、町が抱える懸案事項を解決してまいりました。昨年度は、「もっと未来へ」「もっとやさしく」「もっと風通し良く」と掲げて、極力一般会計に影響を与えないという方針に沿って、町負担のかからない100%国の交付金を活用し、子育て、教育、環境への投資、社会保障の充実、安心・安全の確保、透明性を高め開かれた町政の実施に向けての種まきを行ってきました。

1つ目として、妊婦健康診査公費助成をこれまでの5回から14回に拡充しました。

2つ目として、食育推進全国大会の開催に向け実行委員会を設置し、イベントを実行いたしました。

3つ目として、土曜日の児童クラブを開設いたしました。

次に、米多浮立、西宮浮立の文化財継承活動に対し、支援を実施いたしました。

次に、地域防犯・防災に大きく貢献されている消防団員の制服を一新いたしました。

就学環境の整備に老朽化した小・中学校の机、いすの整備を行いました。

障害者の方々の通院にタクシーチケット支給制度を実施いたしました。

地域活動支援のため、活動拠点となる地域集会施設の補修（畳がえ）等を行いました。

介護報酬改定に伴う介護保険料の引き上げを抑制し、適正な保険料に改定しました。

透明性を高め、情報公開推進に上峰町ホームページのリニューアルを行いました。

小学校運動場夜間照明施設の補強を実施いたしました。

学習環境の整備として小・中学校に地デジ対応のテレビを導入いたします。これは22年度実施予定でございます。

中学校教室の床の補修工事を行います。これも22年度実施でございます。

小学校、中学校の耐震補強工事を行います。これも22年度実施でございます。

今議会で上程させていただいております平成21年度補正予算編成では、小学校の総合遊具修繕、小学校プール防水改修工事、小学校貯水槽天井の修繕……

議長（吉富 隆君）

町長、ちょっと済みません。傍聴者はもうちょっと静かにしてくれんですか。傍聴者の方は。一番大事な町長の施政方針でございますので、静かにお願いをしたいと思います。町長、済みません。

町長（武廣勇平君）続

次に、小学校教室用カーテン修繕、中学校女子トイレ改修工事、中学校小貨物専用昇降の修理、中学校ブラインド修繕、中学校スライダー黒板修理、中学校運動場のバックネットフェンス修理、中学校教室のカーテン修理、中学校正門ゲート戸車修理。

主に学校施設・設備の整備と教育環境の充実を図り、快適で安全な学校づくりを目指します。

平成22年度予算編成施策の柱。

平成22年度当初予算編成は、私にとって初めての本格的な予算編成です。

歳入歳出予算の規模は、一般会計3,361,796千円、国民健康保険特別会計が885,391千円、老人保健特別会計が431千円、後期高齢者医療特別会計が80,782千円、土地取得特別会計が14千円、農業集落排水特別会計が518,303千円、工業用地取得造成分譲特別会計が271,923千円となりました。

一般会計予算の規模は3,361,796千円、対前年度比12.8%の増となりました。

既存事業をより少ない予算で、より大きな効果を上げられる事業手法などにより、健全財政に配慮しつつ、町民サービス維持の予算を編成いたしました。その一方で、町民の皆様「こんなまちにしたい」という町政に対する熱い思いや願いを可能な限り予算に反映できるよう意を尽くしました。

予算案の特徴を申し上げますと、まず1点目として、町政運営の最重要事項である財政健全化を実現するために大規模な事業を行わないところにあります。2点目として、起債を伴う事業は真に必要なもの以外、極力控えたというところにあります。3点目として、町民の声、現場の声を大切に、皆様のサービスを可能な限り維持した予算であるというところにあります。

以下、平成22年度の主要な事業等について申し上げます。

機構改革。

私は、町役場に必要なのは信頼感と実行力だと考えています。「町民の皆様あつての行政」を念頭に、町民サービスを向上させ、常に町民の皆様から信頼される町役場であることが必要です。また、町民の皆様から信頼を得るためには、町役場の実行力を高めていくこと

も必要です。

新年度に向けて準備を進めてまいりました。しかしながら、電算業務のアウトソーシング、システム変更などに伴う検証を重点的に行う必要があり、4月からの実施は業務に支障が出ることもあり、年度当初の混乱を招く時期を避け、業務に支障の出ない時期に十分な時間をかけて移行いたします。

主なものとしては、課の統廃合、町役場全体が一つの組織として機動的に機能するための管理部門の再編を検討いたしております。複雑多様化する行政事務に思いを込めつつ、効率的に対応できる組織をつくります。

防災・減災についてです。

カリブ海域において発生したハイチ大地震では、改めて自然の脅威とそれに対する備えの重要性を痛感いたしました。既に15年が経過した阪神・淡路大震災などの教訓を風化させることなく、災害時における共助の中核となる自主防災組織活動の活性化を図り、本町全体の危機管理能力を高め、「災害に強いまちづくり」の実現に取り組みます。

また、災害時要援護者支援については、地域での支援体制を構築してまいります。長年の懸案事項でありました、小学校・中学校施設の耐震化工事を今夏に実施予定をいたしております。夏休み期間を利用し、集中して工事完了を目指してまいります。

次に、第三セクター等改革推進債。

上峰町工業用地取得造成分譲特別会計の借金につきましては、償還期限が平成23年3月31日に迫っております。この借金は10年間、利息払いしか済んでおらず、元金はそのまま残っており、国、県からのさらなる借りがえ起債の許可がありません。これまで公営企業として事業を行ってきましたが、今後の資金のめどが立たず、また用地の売却の見込みもないことから、事業の継続が甚だ困難であり、負債の整理を伴う業務の廃止を行いたいと考えており、議会の皆様にも御了承をいただきたいと思っております。廃止に伴う負債の精算等は一般会計で行うこととします。

単年度の赤字団体に転落しないように、精算資金に係るお願いを上京し直接要請を重ね、総務大臣、県知事が許可権限をお持ちでありますので、本町の抱える最大の問題について御高配をいただけるよう協議を進めております。

上善水のごとく、すべてのものを生かし養う姿勢で町の実情を十分にお伝えし、この難局を乗り切るために、要望活動に今後も力を注いでいきます。ただいまのところ、5月申請、9月許可に向けて着々と、国、県の御指導を賜りながら進めております。

次に、財政健全化への取り組みです。

これまで本町は人口増加への対応や、また、その後のまちづくりのための箱物行政、大型開発等の基盤整備を進めてまいりました。これらの事業は一定の成果はありましたが、各種の生活関連施設や基盤の整備を短期間に取り組んできた結果、町債などの元金償還金が急激

に増加した一方、償還財源である町税収入などが経済情勢の影響により伸び悩み、厳しい財政状況となったものと考えております。

景気回復にもまだまだ時間を要すると思われる現状においては、当分の間、町債、債務負担行為の活用を極力抑制することとし、将来世代に多大な負担を強いることがないように、事業を厳選することにより、償還財源に充当されていた町税など、ソフト施策の充実に活用できるよう大幅に軌道修正してまいりたいと考えております。

次に、財政状況の公表についてですが、これまで各種の財政指標や町債残高など、財政に関するデータを公表してはいましたが、町の財政状況の十分な説明が町民の皆様へなされていなかったのではないかと考えております。私は、町民が真に必要としている事業に財源を配分していくためには、財政健全化への工程や取り組みに対する町民の理解と協力が不可欠であると考えておりますので、特別便という形で広報紙を活用し、町民に対してより積極的、またわかりやすい情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、鎮西山・土地の有効活用でございます。

鎮西山生活環境保全林の改良工事を実施させていただき予定にしております。町内に散在する町有地についても、その有効利活用を図るべく、引き続き検討をしてまいります。

次に、農林業の振興でございます。

大字堤地区の農地・水・環境の保全対策事業が4年目を迎え、集落の環境整備や農業基盤整備が進むとともに、各域に定着してきました。今後、農業の中心となる集落営農組織、認定農家の育成をさらに推進しながら、低コスト農業を目指すとともに、自給率の向上のため、水田を余すことなく活用して水田農業の経営安定を図っていきます。

水門周辺に増殖しているホテイアオイ対策については、住民の皆様と現場視察を重ね、昨年より対処案を講じてまいりました。今回、県の緊急雇用創出基金事業により、環境保全美化を目的に実施してまいります。土地改良に委託し、来年度より5名人員での水草駆除対策を行います。

次に、老人福祉でございます。

地域の高齢者が集う場としての高齢者の活動を、社会福祉協議会を通じて支援するとともに、老人福祉センターの整備を引き続き進めてまいります。また、ひとり暮らしの高齢者の栄養管理や孤独感の解消、安否の確認などを目的として実施している配食サービスを、ボランティアの協力を得ながら引き続き継続してまいります。

次に、老人福祉センターが地域福祉の活動拠点となるよう、介護、保健、医療、福祉などさまざまな面から総合的な支援を行う地域包括支援センターを上峰町社会福祉協議会に委託します。

3歳以上就学時未満医療費助成についてですが、引き続き乳幼児医療の負担額軽減を図るため、町単独事業として就学前児童の医療費につきまして、医療機関ごと通院500円、入院

2千円を除いた自己負担額を助成しております。

次は、高齢者福祉の充実です。

高齢者の地域での生活を支え、介護等の支援が必要となっても適切に支援できるサービス基盤を充実するため、地域包括支援センターを本町の上峰町社会福祉協議会に委託し、高齢者の生活を支援していきたいと思っております。一方、元気な高齢者の方々には、自立した生活を営むとともに、地域や社会の活動に積極的に参加していただくため、老人クラブへの支援はもとより、3B体操教室や認知症サポーター養成講座など、いつまでも健康で、地域で安心して暮らせる生活の支援を図ってまいります。

新型インフルエンザ対策でございます。

A、H1N1型の新型インフルエンザウイルスによるインフルエンザ（流行性感冒）が、2009年春から今日までに世界的に流行しております。新型インフルエンザは、マスクをつけずせきやくしゃみをしている人のそばにいと、そのしぶきを吸い込んで感染する可能性がございます。対策として、非常時の対応としてマスクを備蓄し、患者対応に備えております。加えて必要な防護具を備蓄し、危機管理対応に備えております。生活保護世帯、市町村民税非課税世帯につきましては、全額予防接種費用の助成をしております。

今後とも、国、県と連携しまして、発生段階別の対策や町民の皆様への情報提供などの取り組みを行ってまいります。

65歳以上の方々に対して、季節性インフルエンザワクチンの接種を1千円負担で実施いたしております。

健診・健康づくりの推進・各種検診でございます。

昨年に引き続き、母体及び乳幼児の健康保持を図るため、妊婦一般健康診査事業については、必要な回数（14回）を受診できるよう助成いたします。14回すべての健診を受診していただくために、婚姻届提出時に受診啓発用パンフレットを配布し、早期の受診を促してまいります。

また、健康増進や特定健康診査等に関する総合的な指針のもと、体系的な保健予防支援サービスを推進します。また、みずからの健康づくりに努めていただくために、一般の方々の利用及び生活習慣病等の可能性がある方々を対象に食生活や運動面の支援を行い、町民の健康づくりに積極的に努めてまいります。

生活習慣病の1次予防対策として、特定健康診査、各種がん検診については同時に受診できる体制を整え、受診しやすいよう受診機会の拡大に努めます。

続いて、子育て支援の充実でございます。

我が国においては急速に少子化が進展しており、合計特殊出生率も低迷を続け、少子化傾向は極めて深刻さを増しております。子供たちを社会全体ではぐくむために、出産や子育てに伴う経済的、精神的負担の軽減を図り、だれもが安心して子供を産み、健やかに育てるこ

とができる環境整備に努めてまいります。

乳児の健全な育成環境を確保するため、児童虐待を未然に防ぐため、生後4カ月までの乳児を対象として、すべての家庭を訪問する事業を既に実施させていただいております。今後とも、乳児と保護者の心身の状況や養育環境の把握、子育てに関する情報提供を進めてまいります。

また、保護者の経済的負担を軽減するため、幼稚園就園奨励助成も維持、継続いたします。続きまして、介護予防事業でございます。

介護予防事業につきましては、要介護認定者の介護サービスの充実とともに介護予防に重点を置き、住みなれた地域で自立した日常生活が営めるよう、高齢者を要介護状態にしないための介護予防教室等の予防事業に積極的に取り組んでまいります。

続きまして、滞納対策でございます。

納税者の利便性を図るために、深夜、日曜日でも24時間納税を可能にするために、コンビニ収納を実施いたします。また、県と市町が共同して個人住民税等の滞納整理に取り組む組織として、昨年設立しました佐賀県滞納整理推進機構と連携して徴収率の向上を図る目的で、徴収体制の強化を図っております。

続きまして、ゲリラ豪雨でございます。

昨年、九州北部における集中豪雨により、大変な被害をもたらしました。本町では町民の生活再建を最優先し、河川等の災害復旧に取り組みました。また、ゲリラ豪雨などによる浸水被害の軽減対策として、井手口団地内側側溝改良事業を実施いたしました。また、三上南の排水不良の解消を目的として、今年度は西峰地区の用悪水路の整備工事を実施いたします。排水路整備により、豪雨に耐え得るコンクリートの三面水路などの整備促進に努めてまいります。また、吉野ヶ里町境の準用河川西の川の排水不良の原因となっております堆積物のしゅんせつ事業を行います。

続きまして、農業集落排水事業でございます。

一般家庭用以外の事業所等の使用料は、従来の用途別使用人員換算制から、上水道や地下水などの使用水量に基づき課す、いわゆる従量制に移行させることで、使用料の適正化を図ってまいります。

また、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するとともに、機器の更新や維持管理に要する経費を平準化する目的で、低コスト型農業集落排水更新支援事業を昨年度より引き続き、今年度は江迎、井柳、三上処理地区で行います。

町営住宅・多目的集落研修施設についてですが、町営住宅は建設から相当の期間が経過し、老朽化が進んだストックもありますが、需要もあるため点検を重視し、修繕で対応してまいります。比較的生活利便性の高い立地条件にある町営住宅は修繕が必要です。加えて、西峰団地内の高木の剪定及び自然木の伐採を実施します。多目的集会研修施設についても修繕し

てまいります。

次に、町民の生活拠点を中心に、放射状にその暮らしを広げる道路整備や下水道など、日常生活に必須のインフラ整備と生活環境の整備について申し上げます。

地域活性化・きめ細かな交付金を活用し、町内主要道路の舗装補修整備を進めてまいります。また、国道34号線（鳥栖 - 佐賀間）整備促進に向けて、関係当局に対して要望をいたします。県道につきましても整備の促進を働きかけ、側面から支援してまいります。

県道佐賀川久保鳥栖線、県道富士中原停車場線の本町に該当する区間の道路改良については、平成22年度に事業完了される予定になっております。引き続き工事の推移を見守り、協力してまいります。また、県道神埼北茂安線の整備促進に向けて、関係当局に対し積極的にこれは要望してまいります。

循環型社会への取り組みについて申し上げます。

温室効果ガスによるさまざまな弊害は、自然が人類に向けて問いかける強烈なメッセージであり、警鐘であることを私たち一人一人が認識していかなければなりません。緑の分権改革を先取りして、環境負荷のないクリーンエネルギーの普及を促進するとともに、地球に優しい上峰をつくるため、導入促進を具体的に検討してまいりたいと思います。

町では率先して省エネルギー、省資源化を推進するため、ごみの減量化・リサイクルの推進等、継続的に環境負荷の低減に取り組んでいます。ごみの分別種類を14種類から20種類に拡大し、ごみと資源ごみを区別し、各地区にてごみ分別に取り組んでいただくようお願いいたします。

資源ごみはリサイクル業者に買い取っていただきます。平成20年度資源回収物引き取り実績は8,088,489円でありまして、皆様方の御協力のおかげであると感謝いたしております。地域の御協力を賜りながら、ごみ排出量が少しでも減らされるよう積極的に取り組んでまいります。

次に、保育料減免でございます。

昨年9月議会に、同一家庭で同時に3人以上入園している場合は、3人目以降の保育料を無料とさせていただくようにいたしました。また、同時入園の要件を廃止し、同一家庭における3人目以降はすべて無料にいたしました。多様な保育事業に対応していくため、民間保育園における延長保育にも引き続き助成してまいります。

続いて、放課後児童クラブでございます。

放課後児童クラブについては、核家族の進行及び女性の社会進出による留守家族児童の増加等、多様な環境における児童の健全育成上の諸問題に対処するため、また、昼間保護者がいない家庭の小学低学年の児童の育成、指導のため、加えて遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として、クラブを設置いたしております。現在、定数は80人ですが、77人の児童を指導者4人で、学校終了時から午後6時まで預かり、指導に当たっているところであり

ますが、40人以下のクラスを2クラス開設し、開設日数を251日以上にしていきたいと思っております。

平成22年度の開設については、月曜から金曜の通常開設日数199日に加えて、夏、冬、春休み期間の月曜から金曜日、これが41日、通常の土曜日の開設、これが42日に、夏、冬、春休みの期間の土曜日、8日間です。を加算した290日の開設で実施してまいりたいと思います。児童の安全を守り、子育て家庭を支援いたします。

続いて、食育・学校給食でございます。

6月12、13日、食育推進全国大会において、上峰町地域実行委員会を中心に「米粉で楽しもう！上峰米っ粉らんど」をテーマに出店いたします。私は、食育の観点からも学校給食については自校式が望ましいと考えておりましたけれども、平成21年度から民間業者との6年間の契約がなされております。業者と直接交渉を行い、ようやく町として材料の管理が可能となりました。学校給食の安心・安全に、今後とも要請をしていきたいと思っております。

続いて、学校施設・設備の整備であります。

今議会提案の補正予算で、上峰小学校総合遊具修繕、プール防水改修工事、貯水槽天井の修繕、教室用カーテン修繕を実施し、教育環境の充実を図り、快適で安全な学校づくりを目指します。

また、上峰中学校につきましては、女子トイレ改修工事、小貨物専用昇降の修理、ブラインド修繕、スライダー黒板修理、運動場のバックネットフェンス修理、教室のカーテン修理、正門ゲート戸車修理を行います。

続いて、学校教育の充実でございます。

大豆等の農産物を活用しながら収穫体験を行い、豊かな人間性の育成に向け、魅力ある学校づくり事業を進めてまいります。特別支援教育支援員及び学級サポート支援員を配置し、子供たちへの学習、学校生活支援の充実を図ってまいります。

なお、小・中学校では、児童・生徒たちが健やかな心身の安定的な成長を図るため、佐賀県スクールカウンセラー配置事業により、児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識、経験を有する者を配置してまいります。また、昨年度予算で記しました地上デジタル放送開始に先駆けテレビを整備し、教育の充実に努めます。

続いて、中1ギャップ対策でございます。

中1ギャップとは、小学6年生から中学1年生にかけて学校が変わることによって、精神的、心理的環境変化が生じ、不登校、学習意欲の低下、学力、自信の低下などにつながることを指します。現在、中学入学時に学級担任制から教科担任に変わることによる問題を解消するために、上峰町の小・中学校においてもさまざまな取り組みを実施しております。先進的な自治体では、小中一貫教育を実施しているところもございます。上峰町として、今後、学校と教育委員会とPTAと協議して、先進地を研究していきたいと思っております。議会の総務

委員会の皆様とも協議をしてみたいと思います。

続いて、防犯・交通安全でございます。

防犯、交通安全についての対策を行います。警察などの関係機関との連携はもとより、交通指導員との連携を強化し、カーブミラーや防犯街路灯の設置も継続して実施してまいります。本年度も、PTAのパトロール、下校時の見守り等と連携をとりながら安全対策を推進してまいります。

小学校は現在、PTAが中心となりパトロールをいただいているわけですが、ボランティアでの協力をお願いしてまいりました。先日、隊友会の御協力をいただける運びとなりました。御協力ありがとうございます。

続いて、歴史・文化の継承と創造です。

米多浮立、西宮浮立は貴重な伝統文化財です。引き続き保存会の活動に助成し、親から子、子から孫へと文化を伝承していただきたいと思います。また、文化協会、上峰太鼓などによる文化振興活動を推進し、その活動を継続するために本年も支援してまいります。

以上、平成22年度の町政運営に向けての私の基本的な考えと、平成22年度予算案における柱となる施策について御説明いたしました。今議会に提出いたしました議案は、予算議案といたしまして、補正予算が7件、新年度予算が7件、また条例議案が13件、その他議案が2件でございます。より高い効果が得られるよう、横断的に連携を図りながら取り組んでまいります。新年度におきましても、全力を傾けて各施策、事業を着実に推進してまいります。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重なる御審議の上、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成22年3月5日、上峰町長武廣勇平。ありがとうございました。

議長（吉富 隆君）

これで、町長の施政方針は終わりました。

日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明

議長（吉富 隆君）

日程第4 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第3号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

この条例の改正の内容は、昨年的人事院勧告に基づくものでありますが、職員の超過勤務の一定時間を超えた時間について、割り増し手当分を休暇取り扱いにできる制度を設けるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたします。

平成22年3月5日提出、上峰町長武廣勇平。

議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

この条例の主な内容は、非常勤特別職の支給額を平成22年4月から23年3月まで、10%削減から5%削減に改正するものであります。

平成22年3月5日提出、上峰町長武廣勇平。

続きまして、議案第5号 上峰町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

この件につきましては、副町長の給料の支給額の規定を、15%削減から10%に改正する内容であります。

期間は、平成22年4月から平成23年3月までであります。

平成22年3月5日提出、上峰町長武廣勇平。

続きまして、議案第6号 上峰町教育委員会教育長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

この件につきましては教育長に係る給料の関係であります。さっきの第5号議案と同様の内容でございます。

平成22年3月5日提出、上峰町長武廣勇平。

続きまして、議案第7号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

この条例の内容につきましては、さきの第3号議案と関連しますが、職員の超過勤務時間について、月に60時間を超えた場合には、その超えた時間について手当を割り増し支給することを規約するものであります。

詳細は、担当課長より説明をいたします。

平成22年3月5日提出、上峰町長武廣勇平。

続きまして、議案第8号 上峰町一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。

この条例の改正内容につきましては、一般職の職員の給料の支給額を21年度は4%、管理職6%の削減をしておりましたが、22年度においては2%、管理職3%削減とする内容のものであります。

平成22年3月5日提出、上峰町長武廣勇平。

続きまして、議案第9号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

この件につきましては、町立図書館の図書購入費に教育振興基金の一部200千円を充当させていただくための改正であります。

詳細は、担当課長から説明をいたします。

平成22年3月5日提出、上峰町長武廣勇平。

続きまして、議案第10号 上峰町工業用地取得造成分譲事業減債基金条例を廃止する条例。

この件につきましては、ホリカワ産業に係る地域開発事業を廃止することとし、基金を廃止するものであります。

詳細は、担当課長から説明いたします。

平成22年3月5日提出、上峰町長武廣勇平。

続きまして、議案第11号 上峰町工業用地取得造成分譲特別会計条例を廃止する条例。

この件は、前の条例と関連して、事業を廃止することにより特別会計を廃止するものであります。

詳細は、担当課長から説明をいたします。

平成22年3月5日提出、上峰町長武廣勇平。

議案第12号 上峰町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例。

この件につきましては、町税や料金等のコンビニ収納業務を22年度から開始することになり、収納事務業務について長期継続契約をできるように改正するものであります。

平成22年3月5日提出、上峰町長武廣勇平。

続きまして、議案第13号でございます。上峰町長寿祝い金支給条例の一部を改正する条例。

この件については、現在、長寿祝い金は節目の年齢時に支給をしておりますが、その支給額を改正する内容であります。

詳細は、担当課長から説明をいたします。

平成22年3月5日提出、上峰町長武廣勇平。

続きまして、議案第14号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

この件の内容は、保険料の軽減措置を継続するための改正であります。

詳細は、担当課長から説明いたします。

平成22年3月5日提出、上峰町長武廣勇平。

続きまして、議案第15号 上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

この改正内容については、下水処理施設の使用料金の改正であります。

詳細は、担当課長から説明をいたします。

平成22年3月5日提出、上峰町長武廣勇平。

続きまして、議案第16号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について。

この件につきましては、これまで種々検討を賜ってきたものであります。工業用地取得造成等に係る起債の繰り上げ償還のための起債に当たって、議会の議決をお願いするものであ

ります。

詳細は、担当課長から説明いたします。

平成22年3月5日提出、上峰町長武廣勇平。

続きまして、議案第17号 上峰町副町長の選任についてでございます。

上峰町副町長の選任について

下記の者を上峰町副町長に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田1430番地 1

氏 名 福 島 毅

生年月日 昭和19年9月3日

平成22年3月5日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

この件につきましては、提案理由とこの間の経緯を私から御説明させていただきたく存じます。

副町長につきましては、昨年、まだ記憶に新しいところでございますが、3月に就任し、初の施政方針を打ち出した6月議会の前の5月に、私の行政経験不足を補うべく、県庁職員を招く意向を議会にお示しさせていただきました。しかしながら、議会全員協議会では受け入れは困難ということで、今、空席のままになっております。

その際、より一層改革を進めるためにも、町外でなく町内の優秀な方の登用をお願いしたいとの意見もあったと聞いておったわけでありましたが、これから先、町政改革を進めなければいけない分野、上峰町役所の中をきちっとわかっていただけるような内部の目線を持った方を副町長として登用せよという思いからの御意見であったものと考えてまいりました。

以来、副町長の選任というものは、私にとってまさに命題ということでありました。なぜかと申しますと、就任してこれまでの間、議会の皆様からもさまざまな御指摘をいただき、不祥事等もございました。例えば、そうしたものすべて私の行政経験、人事管理能力不足に基づくものだと感じてきたからでございます。行政経験豊富な歴代町長の中でも、副町長がいない上峰町長は一人もいなかったことが証明するように、町長業務とは補佐役なしに強力に推し進められないものであると思っております。

先ほど申しましたけれども、行財政改革の遅延が指摘されるように、まさにスピード感ない歯がゆい思いをいたしております。調査、研究はもちろん、一丁目1番地に掲げておりま

した対話に基づく協働を実践するに、対外的な折衝、交渉にかける十分な時間が確保さえできず、もどかしさを感じております。副町長がいれば、町のPR等も率先して町の外に出て行きやすくもなり、十分な発信ができると確信いたしております。

経験に裏打ちされた知恵と工夫が必要な時代において、政策立案や文書作成に精通した補佐役がいれば議会との関係もよくなり、職員も働きやすくなると、先般、新聞記事にも職員の弁として掲載されておりましたが、まさにそのとおりであると私も考えておりますし、加えて意思決定という意味においても、これまで副町長の設置が前提とされ、上峰町の行政が運営されていたわけでありますけれども、職員の事務伝達、監督手段一つとって見ても、現実としてそれにおくれが生ずる事態になってしまったり、副町長の不在が引き起こす戸惑いや影響は大変大きなものがございます。

地方自治法第167条では、副町長は町長を補佐し、町長の命を受けて政策、企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督することとされております。私、常々言っております光を形にするという意味において、副町長が必要だと感じております。また、同条第2項に、町長の権限に属する事務のうち、委任を受けた者について執行すると規定されております。

庁内では現在、行財政改革への取り組みをスタートさせておまして、全職員に政策立案のレポート提出を求めて、役職ごとに改革検討委員会を設置いたしました。4月以降に立ち上げる住民参加型の町改革会議を見据え、庁内論議を深めている状況でございます。また、その後、合併もございます。機構改革も行います。副町長には、私にかわってこうした重要施策の詳細について検討を行ったり、政策の企画立案を行ったりするほか、私の判断が不要な、重要でない事案についての決定や処理を行っていただきたく存じます。

福島氏は、昭和38年3月に県立三養基高校を卒業され、昭和39年1月に株式会社ブリヂストンタイヤ東京工場に入社され、9年間の民間企業経験後、昭和48年、上峰町役場に入庁され、以降、昭和61年に住民課長、昭和62年に振興課長、平成2年に総務課長、平成7年に企画課長、平成11年に教育委員会、平成12年に住民課長、平成14年に産業商工課長を歴任されております。同氏は職員OBで、内部からの登用であり、本町の施策全般に通じており、改革に対する意欲も高く、リーダーシップも発揮できる人物でございます。

私も1年たちまして、これからいよいよ上峰町役所内のそういった分もきちっと町民にわかりやすく説明するためにも、その分野を若くしてやってこられて、なおかつ住民課、振興課、企画課、教育委員会、産業商工課業務にも精通され、民間経験もおありになり、また、町民感覚をはっきり持たれた方ございまして、適任であると判断し、候補者に決めさせていただきました。

何とぞ御承認をいただきますよう提案を申し上げ、提案理由といたします。

続きまして、

議案第18号

平成21年度上峰町一般会計補正予算（第5号）

平成21年度上峰町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116,646千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,403,277千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

平成22年3月5日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

詳細は担当課長から説明をいたします。

議案第19号

平成21年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成21年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,597千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ948,244千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月5日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

詳細は担当課長から説明をいたします。

議案第20号

平成21年度上峰町老人保健特別会計補正予算（第3号）

平成21年度上峰町老人保健特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,102千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,319千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月5日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

詳細は担当課長から説明をいたします。

議案第21号でございます。

議案第21号

平成21年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成21年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ725千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,462千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月5日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

詳細は担当課長から説明をいたします。

議案第22号

平成21年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第2号）

平成21年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,526千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月5日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

詳細は担当課長から説明をいたします。
続きまして、

議案第23号

平成21年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計補正予算（第1号）

平成21年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,869千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月5日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

詳細は担当課長から説明をいたします。
続きまして、

議案第24号

平成21年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）

平成21年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,565千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ562,259千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成22年3月5日 提出

詳細は担当課長から説明いたします。

続きまして、

議案第25号

平成22年度上峰町一般会計予算

平成22年度上峰町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,361,796千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成22年3月5日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

詳細は担当課長から説明いたします。

続きまして、

議案第26号

平成22年度上峰町国民健康保険特別会計予算

平成22年度上峰町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ885,391千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成22年3月5日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

詳細は担当課長から説明をいたします。

続きまして、

議案第27号

平成22年度上峰町老人保健特別会計予算

平成22年度上峰町老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ431千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

(1)医療諸費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成22年3月5日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

詳細は担当課長から説明をいたします。

続きまして、

議案第28号

平成22年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算

平成22年度上峰町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,782千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

平成22年3月5日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

詳細は担当課長から説明をいたします。

議案第29号

平成22年度上峰町土地取得特別会計予算

平成22年度上峰町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成22年3月5日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

詳細は担当課長から説明をいたします。

続きまして、

議案第30号

平成22年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計予算

平成22年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ271,923千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成22年3月5日 提出

詳細は、これも担当課長から説明をいたします。

引き続きまして、

議案第31号

平成22年度上峰町農業集落排水特別会計予算

平成22年度上峰町農業集落排水特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ518,303千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成22年3月5日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

これも、詳細は担当課長から説明いたします。

以上、29議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長(吉富 隆君)

ただいま町長より29議案一括上程されました。補足説明を求めます。補足説明はございませんか。

総務課長(江頭典雄君)

おはようございます。私のほうから補足説明をさせていただきます。私の受け持ちは、議案第3号から議案第8号まで説明をさせていただきます。

まず、議案第3号でございますが、上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。これは先ほど町長から説明ありましたように、昨年の人事院勧告に基づくものでございますが、残業、超過勤務をした分の勤務時間を休暇に組み入れることができるというような内容でございます。これは次に出てきます7号議案と大きく関連をするわけで

すが、月に60時間を超えた分については割増支払いをするというふうな規定になっております。ただ、25%が割り増しになります。その部分は時間給に振りかえることができるというふうな規定でございます。施行は22年4月1日からということでございましたので、今回提案をさせてもらっているところでございます。

続きまして、議案第4号でございます。これは特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償の支給の特例でございます。現在、非常勤の特別職の報酬につきましては、おおむね10%減というようなことで特別支給の規定がありますが、これを22年度はおおむね5%減額ということに改正をするものでございます。この表に上げておるものすべてがということはありませんが、全体的におおむね5%の減額をした特別支給ということに今回改正をさせていただくというようなことでございます。施行は22年4月1日からということにしております。

続きまして、議案第5号でございます。上峰町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例の一部改正であります。2条の関係、副町長の給料についても特別支給を今回15%減額というのを10%減額支給ということに改正をする分でございます。22年4月1日から23年の3月分まで1年間という規定にしております。

続きまして、議案第6号 上峰町教育委員会教育長の給料の支給額の特例に関する条例の一部改正ですが、これも先ほどの第5号と同一でございます。教育長の給料についても特別支給、現在15%減額を10%の減額ということで提案をするわけでございます。よろしくお願ひします。

続きまして、議案第7号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、これは先ほど議案第3号と関連しますが、月に超過勤務60時間を超えた人の分については25%の割り増し支給をするというような規定をしております。25%の分については、ずっと最初から月の初日から累計をいたしまして、60時間を超えた分についてそういう割り増しをしていくということに取り扱いはなってきます。

2ページには育児休業に関する部分もつけておりますが、これも育児休業期間中の職員であっても、そういう同じような取り扱いをしていくというような規定にしておりますので、給料の改正条例の中に組み込んでおりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、議案第8号でございますが、上峰町一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正でございます。現在、職員の給料については4%、それから管理職にあつては6%の減額支給を行っておりますが、これを22年の4月から23年3月までは、一般職員については2%の減額、管理職にあつては3%の減額ということで、減額を縮めたと、少なくしたというような規定でしていきたいというような考えで提案するものでございます。

以上6件、私のほうから説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

文化課長（原田大介君）

おはようございます。それでは、議案第9号につきまして、私のほうから補足説明をさせていただきます。

図書館の図書購入費につきましては、平成18年度より教育振興基金から繰り出しをいただきまして、毎年充当をさせていただいております。22年度につきましても、予算編成に当たりまして協議をした結果、今年度は 22年度は200千円繰り出して充当させていただくことになりました。それで、合瀬藤雄様の基金から200千円を図書購入に充当させていただくことになっております。これに伴う条例の改正でございます。なお、合瀬藤雄先生の基金からの繰り出しにつきましては、合瀬文庫ということでやっておりましたけれども、これがちょうど22年度で5年目の事業となります。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。議案の補足説明の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、11時15分まで休憩をいたします。休憩。

午前11時 休憩

午前11時14分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

議案補足説明の案件につきまして再開をいたします。

補足説明はございませんか。

企画課長（北島 徹君）

皆様こんにちは。それでは、私のほうから議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第16号、議案第18号、議案第22号、議案第23号、議案第25号、議案第29号、議案第30号の計10議案につきまして補足説明をさせていただきたいと思っております。

まず、議案第10号 上峰町工業用地取得造成分譲事業減債基金条例を廃止する条例及び議案第11号 上峰町工業用地取得造成分譲特別会計条例を廃止する条例につきましては、平成12年度にホリカワ産業跡地を購入いたしまして、新たな企業誘致するために、内陸工業用地等造成事業として今日まで事業を行ってまいったわけでございますが、今後の事業のあり方につきまして、慎重に検討を重ね、結論といたしまして、事業を廃止するというにいたしました。これに伴いまして、先ほどの2つの条例につきましては、平成22年10月1日をも

って廃止をお願いするというものでございます。

続きまして、議案第12号 上峰町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例でございます。

平成22年度からの町税及び料金等のコンビニ収納業務の開始に当たり、収納事務契約を地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、3年間の長期継続契約とするための改正でございます。

続きまして、議案第16号 第三セクター等改革推進債の起債にかかる許可の申請についてでございます。

地方財政法第33条の5の7第3項に、第三セクター等改革推進債の許可の申請に当たっては、地方公共団体の議会の議決を求めると規定をされております。それによりまして、本議会での議決をお願い申し上げているところでございます。

続きまして、議案第18号以下は予算のほうに参ります。予算書をお願いしたいというふうに思います。議案第18号 平成21年度上峰町一般会計補正予算(第5号)でございます。

2枚めくりまして、2ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正をお願いいたします。

歳入でございます。表の款、それから右側の補正額、それから計、こちらを読み上げて補足とさせていただきます。

款の1. 町税、補正額 1,109千円、計の1,255,503千円でございます。

款の2. 地方譲与税、 4,489千円、計の34,511千円。

款の6. 地方消費税交付金、 656千円、計の90,344千円。

款の7. 自動車取得税交付金、 5,600千円、計の7,400千円。

それから款の11. 分担金及び負担金、補正額が464千円、計が52,540千円でございます。

款の12. 使用料及び手数料、補正額236千円、計が66,464千円でございます。

款の13. 国庫支出金、補正額44,723千円、計の382,928千円でございます。

次のページをお願いいたします。

款の15. 県支出金、 2,262千円、計が171,670千円でございます。

款の16. 財産収入、補正額 2,996千円、計の181千円。

款の17. 寄附金、補正額1,036千円、計が1,178千円。

款の18. 繰入金、補正額 2,510千円、計が49,602千円でございます。

款の20. 諸収入、補正額18,809千円、計が83,212千円でございます。

款の21. 町債、補正額71,000千円、計が340,643千円でございます。

歳入合計、116,646千円の補正額でございます。合わせまして、3,403,277千円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款の1. 議会費、補正額 の384千円、計が58,601千円。

款の2. 総務費、補正額124,524千円、計が508,812千円でございます。

款の3. 民生費、補正額14,248千円、計が736,492千円でございます。

款の4. 衛生費、補正額 の6,728千円、計が503,263千円。

款の6. 農林水産業費、補正額 の1,929千円、計が341,084千円。

款の7. 商工費、補正額 の13千円、計が11,467千円。

款の8. 土木費、補正額24,176千円、計が110,290千円でございます。

次のページをお願いいたします。

款の9. 消防費、補正額 の341千円、計135,531千円。

款の10. 教育費、 の36,941千円、計が426,888千円。

款の12. 公債費、補正額34千円、合計が545,592千円。

歳出合計116,646千円、計が3,403,277千円でございます。

それでは、次に8ページをお開きをお願いしたいと思います。

8ページ、第3表 地方債補正でございます。追加をお願いいたしております。起債の目的、限度額を読み上げてまいります。

起債の目的、減収補てん債、限度額71,000千円でございます。

それでは、続きまして、今回の補正で主なものを御説明申し上げたいと思います。

次のページの説明書のほうに入ってまいりたいと思います。説明書の5ページをごらんいただきたいと思いますというふうに思います。

説明書の5ページ、款の7. 自動車取得税交付金、項の1. 自動車取得税交付金、目の1. 自動車取得税交付金、節の1. 自動車取得税交付金でございます。現年課税分を5,600千円減額いたしております。これにつきましては、町道の長さ、面積に応じまして、県のほうから町のほうに交付をされておるものでございますけれども、自動車の販売件数の減少等によりまして、見直しをいたしておるところでございます。

続きまして、2枚めくっていただきまして、7ページをお願いいたします。

7ページの下の方、款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫負担補助金、目の2. 教育費国庫補助金、節の1. 教育費補助金、 の17,480千円、このうち右側の説明の中ほどですが、安全・安心な学校づくり交付金、14,949千円の といたしておりますが、これにつきましては、小・中学校の耐震改修工事費の必要額の減少によりまして減額をいたしております。

同じ表の一番下ですが、目の4. 総務費国庫補助金、節の3. 総務費補助金、金額60,548千円。この説明の中でございますが、地域活性化・公共投資臨時交付金、17,388千円。それと次のページをごらんいただきたいと思います。次のページの一番上、説明のところでございますが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金、43,245千円。これにつきましては、それぞれ国から交付額の内示がございましたので、計上をいたしております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

諸収入でございます。下の表の款の20．諸収入、項の4．雑入、目の2．雑入、節の1．雑入、21,101千円を計上いたしておりますけれども、右のほうの説明の中で、6行目、市町村振興宝くじ収益金配分金14,549千円を計上いたしております。サマージャンボ及びオートムジャンボ等の益金でございます。

それから、3つ下がりまして、鳥栖・三養基西部環境施設組合派遣職員負担金5,958千円でございますけれども、町のほうから組合のほうに職員を派遣しております。この職員の人件費相当分を組合のほうで御負担していただくということで、収入に計上いたしております。

次のページ、13ページをお願いいたします。

款の21．町債、項の1．町債、目の13．減収補てん債、節の1．減収補てん債、71,000千円。これにつきましては、21年度の税収の落ち込みによって減収補てん債を計上いたしております。

それでは、歳出のほうで数点申し上げたいと思いますが、16ページをお願いいたします。

款の2．総務費、項の1．総務管理費、目の8．財政調整基金費、節の25．積立金、131,224千円ということで、財政調整基金へ積み立てをしたいということで考えております。これによりまして、21年度末の積立額は166,000千円を予定いたしております。

続きまして、23ページをお願いいたします。

衛生費でございます。款の4．衛生費、項の2．清掃費、目の3．塵芥処理費、節の19．負担金、補助及び交付金、この中で 5,394千円ということで、鳥栖・三養基西部環境施設組合の負担金を減額いたしております。これにつきましては、熔融炉施設の操業委託費の減少に伴うものでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

30ページ、款の10．教育費、項の1．教育総務費、目の6．施設整備費、節の15．工事請負費、 28,512千円を計上しておりますが、右のほうの説明で、中学校及び小学校の耐震改修工事で減額をいたしております。これにつきましては、当初、耐震診断に基づき予算を計上しておりました。実際に実施設計を行い、算定をいたしましたところ、この部分について、不用額が発生をいたしましたので、今回、減額をいたしております。

最後になりますが、32ページをお願いいたします。

款の10．教育費、項の4．幼稚園費、目の1．教育振興費、節の19．負担金、補助及び交付金、 5,858千円。幼稚園に対します就園奨励費補助金、 5,858千円でございますが、これにつきましては、補助実績に伴う減額でございます。

以上で第18号の補足は終わらせていただきます。

続きまして、議案第22号 平成21年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第2号）でございます。

予算書、2枚めくっていただきまして、右下のページ、2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款の1．財産収入、補正額19千円、計の30千円。

歳入合計、補正額19千円、計の1,526千円。

次のページ、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の2．予備費、補正額19千円、計1,513千円。歳出合計19千円、計が1,526千円。これにつきましては、土地開発基金利子を受け入れるための補正でございます。

続きまして、議案第23号 平成21年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

予算書、2枚めくりまして、右下のページ数、2ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款の1．繰入金、補正額1千円、計の4,825千円。

款の5．財産収入、補正額40千円、計の41千円。

歳入合計、補正額41千円、計の4,869千円。

続きまして、3ページ、次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の1．工業用地取得造成事業費、補正額41千円、計4,869千円。

歳出合計、補正額41千円、計が4,869千円。これにつきましては、工業用地取得造成事業減債基金の利子を積み立てるというための補正でございます。

続きまして、議案第25号 平成22年度上峰町一般会計予算をお願いいたします。予算書を読み上げて説明とさせていただきます。

2枚めくっていただきまして、右下ページ、2ページ、表の上の表題が、第1表 歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございます。

款の1．町税、金額が1,249,927千円。

款の2．地方譲与税、34,500千円。

款の3．利子割交付金、3,780千円。

款の4．配当割市町村交付金、1,000千円。

款の5．株式等譲渡所得割市町村交付金、100千円。

款の6．地方消費税交付金、90,000千円。

款の7．自動車取得税交付金、金額7,400千円。

款の8 . 地方特例交付金、金額11,730千円。

次のページをお願いいたします。3ページでございます。

款の9 . 地方交付税、金額が777,967千円。

款の10 . 交通安全対策特別交付金、1,400千円。

款の11 . 分担金及び負担金、52,368千円。

款の12 . 使用料及び手数料、66,637千円。

款の13 . 国庫支出金、263,788千円。

款の14 . 国有提供施設所在市町村助成交付金、5,150千円。

款の15 . 県支出金、190,074千円。

款の16 . 財産収入、106千円でございます。

次の4ページをごらんいただきたいと思います。

款の17 . 寄付金、301千円。

款の18 . 繰入金、58,905千円。

款の19 . 繰越金、50,000千円ちょうど。

款の20 . 諸収入、48,147千円。

款の21 . 町債、448,516千円。

歳入合計、3,361,796千円となっております。

次に、歳出でございます。5ページをお願いいたします。

款の1 . 議会費、金額58,231千円。

款の2 . 総務費、340,088千円。

款の3 . 民生費、805,940千円。

款の4 . 衛生費、491,506千円。

款の6 . 農林水産業費、358,046千円。

款の7 . 商工費、262,326千円。

次のページをお願いいたします。

款の8 . 土木費、63,116千円。

款の9 . 消防費、130,398千円。

款の10 . 教育費、334,969千円。

款の11 . 災害復旧費、20千円ちょうど。

款の12 . 公債費、505,412千円。

次、7ページをお願いいたします。

款の14 . 予備費、11,744千円。

歳出合計、3,361,796千円となっております。

次のページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

第2表 地方債を掲載しております。起債の目的、限度額を読み上げてまいります。

起債の目的、第三セクター等改革推進債、限度額150,000千円。一般公共事業債、限度額7,300千円。臨時財政対策債、限度額291,216千円となっております。

続きまして、議案第29号 平成22年度上峰町土地取得特別会計予算の補足説明を申し上げます。

2枚めくっていただきまして、予算書の2ページ。第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款の1 . 財産収入、金額11千円。

款の2 . 繰入金、1千円。

款の3 . 繰越金、1千円。

款の4 . 諸収入、1千円。

歳入合計、14千円。

次のページ、3ページをお願いします。

歳出でございます。

款の1 . 土木費、金額13千円。

款の2 . 予備費、1千円。

歳出合計、14千円となっております。

続きまして、議案第30号をお願いいたします。議案第30号 平成22年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計予算でございます。

予算書2枚めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款の1 . 繰入金、金額271,919千円。

款の2 . 諸収入、2千円。

款の4 . 繰越金、1千円。

款の5 . 財産収入、1千円。

歳入合計、271,923千円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出の款の1 . 工業用地取得造成事業費、金額271,923千円。

歳出合計、271,923千円となっております。

以上で私のほうからの補足説明を終わりたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

福祉課長（岡 義行君）

皆さんこんにちは。私のほうから議案第13号 上峰町長寿祝い金支給条例の一部を改正する条例の補足説明をします。

上峰町長寿祝い金支給条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表で御説明をいたします。

上峰町長寿祝い金支給条例の第3条、祝い金の額の改正でございますけれども、祝い金の額は、次のとおりとするということで、満70歳（古希）の方に支給している額、これを現在8千円を5千円に。それから満77歳（喜寿）の方に支給している額、現在15千円を10千円に。満88歳（米寿）の方に支給している額、現在の25千円を20千円に。満99歳（白寿）の方に支給している額、現在35千円を30千円に改正する内容でございます。よろしく願いいたします。

以上で議案第13号の補足説明を終わります。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

健康増進課長（江口正光君）

皆さんおはようございます。私のほうから議案第14号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第26号、議案第27号及び議案第28号の7議案につきまして、補足説明させていただきます。

まず、議案第14号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

お手元にあるかと思えますけれども、新旧対照表をお願いします。

附則20項の次に附則21項として、平成22年度以降の保険税の減免の特例を加えております。被用者保険、国民健康保険以外の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴って、被保険者の被扶養者から国保被保険者となった者については、資格取得から2年間、条例減免により保険税の軽減措置を行っております。後期高齢者医療制度においては、当制度の廃止までの間、被用者保険の被扶養者についての負担軽減措置を継続するとしているために、国民健康保険における条例減免につきましても、同様に負担軽減措置を継続するため、附則を追加するものでございます。

施行日は平成22年4月1日からでございます。

続きまして、議案第19号 平成21年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

3枚目、右下の2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正分でございますが、款ごとの補正の額と合計の額を読み上げて説明させていただきます。

歳入の款 1 . 国民健康保険税、1,663千円を補正しまして194,827千円。

款 4 . 国庫支出金、1,189千円減額しまして210,388千円。

款 5 . 療養給付費交付金、7,172千円減額しまして54,451千円。

款 6 . 前期高齢者交付金、3,084千円増額いたしまして211,066千円。

款 7 . 県支出金、433千円増額しまして40,334千円。

款 8 . 共同事業交付金、5,554千円増額しまして102,898千円。

款 9 . 財産収入、45千円増額しまして46千円。

款10 . 繰入金、62千円増額いたしまして34,321千円。

款12 . 諸収入、883千円減額しまして1,123千円。

次のページに入りますけれども、歳入合計は1,597千円の補正で、948,244千円でございます。

次に、4ページをお願いします。

歳出の関係でございます。

款 1 . 総務費、765千円減額しまして6,303千円。

款 2 . 保険給付費、4,510千円減額しまして618,753千円。

款 5 . 老人保健拠出金、2,466千円減額しまして751千円。

款 6 . 介護納付金、94千円減額しまして29,980千円。

款 7 . 共同事業拠出金、4,536千円減額しまして92,810千円。

款 8 . 保健事業費、1,160千円減額しまして4,095千円。

款11 . 諸支出金、255千円減額しまして14,741千円。

款12 . 予備費、15,383千円増額しまして95,534千円。

歳出合計は、1,597千円の補正で、948,244千円でございます。

続きまして、事項別明細書により主な補正分を説明させていただきます。

4枚めくって、右下3ページをお願いします。

歳入関係です。

款 1 . 国民健康保険税、目 1 . 一般被保険者国民健康保険税の節 5 . 後期高齢者支援金分滞納繰越分、1,623千円の補正につきましては、20年4月より後期高齢者医療制度がスタートしまして、後期高齢者支援金として4割を各医療保険の被保険者より保険税として徴収することになりましたが、20年度の滞納額が出納閉鎖後に判明したために、予算計上していなかった分を今回補正させてもらっております。

続きまして、4ページをお願いします。

款 5 . 療養給付費交付金、目 1 . 療養給付費交付金、7,172千円の減額補正につきましては、退職被保険者等療養給付費等の歳出の一定割合で交付金が交付されますけれども、現時点での交付決定額を補正させてもらっております。

款 6 . 前期高齢者交付金、目 1 . 前期高齢者交付金、3,084千円の補正につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者医療給付費から調整対象基準額を引いた額により交付されますけれども、これも現時点の交付決定額を補正しております。

5 ページをお願いします。

款 8 の共同事業交付金、目 1 . 高額医療費共同事業交付金、5,637千円の減額補正につきましては、高額な医療の発生に対し、市町村が国保連合会に納付する拠出金に対し、国、県の費用負担それぞれ4分の1を現時点で補正しております。

同じく5ページの共同事業交付金、目2の保険財政共同安定化事業交付金、11,191千円の補正につきましては、レセプト1件当たりの給付総額が300千円を超える高額医療費が見込みより少なかったための補正でございます。

歳出に入りたいと思います。9ページをお願いします。

歳出の2の保険給付費、目2の退職被保険者等高額療養費、3,500千円の減額補正につきましては、当初、月平均1,000千円で、年間12,000千円を見込み予算計上してありましたけれども、11月までの月平均支出額が450千円で、年間8,500千円となる見込みであることから、3,500千円を減額補正するものでございます。

10ページをお願いします。

款 5 . 老人保健拠出金、目 1 . 老人保健医療費拠出金、2,256千円の減額につきましては、老人保健が後期高齢者医療制度に移行し、老人保健医療費の請求が20年3月までの分が発生するために、19年度精算額により見込みで計上してありましたけれども、21年度は老人給付費の請求がほとんどなかったための減額補正でございます。

11ページをお願いします。

款 7 . 共同事業拠出金、目 2 . 保険財政共同安定化事業等拠出金、3,244千円の減額につきましては、国保連合会より拠出金の調整がなされ、不用額を減額補正するものでございます。

続きまして、議案第20号 平成21年度上峰町老人保健特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

3枚目、右下2ページをお願いします。

歳入の款 1 . 支払基金交付金、1,678千円減額しまして1千円。

款 2 . 国庫支出金、1,112千円減額しまして821千円。

款 3 . 県支出金、277千円減額しまして92千円。

款 4 . 繰入金、408千円減額しまして200千円。

款 6 . 諸収入、373千円増額しまして4,086千円。

歳入合計は、3,102千円の減額補正で、5,319千円でございます。

続きまして、3ページをお願いします。

歳出の款 2 . 医療諸費、3,709千円減額の241千円。

款 5 . 予備費、607千円増の3,973千円。

歳出合計は、3,102千円の減額補正で、5,319千円でございます。

続きまして、主な補正分を説明いたします。

4枚めくってもらって、3ページをお願いします。

老人保健特別会計につきましては、医療給付費等が平成22年2月現在、94,879円に對しまして、交通事故第三者納付金等の収入が4,810,136円あり、収入が支出を大きく上回っております。今後、現年度分については収入の見込みがないために、収入の款 1 . 支払基金交付金、目 1 . 医療費交付金、1,669千円を減額。

目 2 の審査支払手数料交付金、9千円を減額。

款 2 の国庫支出金、目 1 . 医療費負担金、1,112千円を減額。及び款 3 . 県支出金、目 1 . 医療費負担金、277千円を減額補正しております。

4ページをお願いします。

款 4 . 繰入金、目 1 の一般会計繰入金、408千円の減額につきましては、現在の収入金額200千円以上の必要がないために、あわせて減額補正を行っております。

5ページをお願いします。

歳出関係の款 2 の医療諸費、目 1 . 医療給付費2,320千円の減額。

目 2 . 医療費支給費、1,389千円の減額につきましては、医療費の請求の見込みがないための減額でございます。

続きまして、議案第21号 平成21年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明をいたします。

3枚目、右下2ページをお願いします。

歳入の款 1 . 後期高齢者医療保険料、1,083千円の補正で62,260千円。

款 2 . 使用料及び手数料、12千円の補正で14千円。

款 3 . 繰入金、1,693千円減額しまして21,683千円。

款 5 . 諸収入、127千円減額しまして165千円。

歳入合計は、725千円の減額補正で、84,462千円でございます。

3ページをお願いします。

歳出関係でございます。

款 1 . 総務費、200千円減額しまして813千円。

款 2 . 後期高齢者医療広域連合納付金、294千円を減額しまして83,128千円。

款 3 . 保健事業費、128千円減額しまして131千円。

款 4 . 諸支出金、補正額ゼロ円で345千円。

款 5 . 予備費、103千円を減額しまして45千円。

歳出合計は、725千円の減額補正で、84,462千円でございます。

続きまして、主なものを説明させていただきます。

4枚めくってもらって、右下3ページをお願いします。

歳入の款1．後期高齢者医療保険料、目1．特別徴収保険料、13,265千円の減額につきましては、経過的な軽減措置として、均等割が7割軽減されている世帯の方が9割軽減。年金からの特別徴収か口座振替を要件なしで被保険者が自由に選べる完全選択制が導入されたことにより、当初予算作成時に特別徴収対象者の把握が困難でありまして、平成21年度中に普通徴収から特別徴収となる方が見込みより少なかったことにより減額するものでございます。

目2の普通徴収保険料、14,348千円の増額補正につきましては、先ほど申し上げましたように、特別徴収となられる方が見込みより少なかったことと、75歳に年齢到達された方の普通徴収並びに平成21年度中に普通徴収から特別徴収となる方が見込みより少なかったことによるものでございます。

款3の繰入金、目1．一般会計繰入金、節1の事務費繰入金、1,089千円の減額につきましては、広域連合によりまして、21年度の支出見込みを精査し、広域連合議会において補正予算が議決されたことによりまして、当町の予算につきましても補正が生じたために、今後の必要額を残して減額補正するものでございます。

続きまして、議案第26号をお願いします。平成22年度上峰町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

2ページをお願いします。款と計を読み上げて説明といたします。

歳入。

款1．国民健康保険税、193,418千円。

款2．一部負担金、1千円。

款3．使用料及び手数料、51千円。

款4．国庫支出金、208,187千円。

款5．療養給付費交付金、55,459千円。

款6．前期高齢者交付金、225,400千円。

款7．県支出金、39,554千円。

款8．共同事業交付金、101,086千円。

款9．財産収入、1千円。

3ページをお願いします。

款10．繰入金、30,227千円。

款11．繰越金、30,001千円。

款12．諸収入、2,006千円で、歳入合計は885,391千円でございます。

続きまして、4ページをお願いします。

歳出関係でございます。

款 1 . 総務費、7,997千円。

款 2 . 保険給付費、616,204千円。

款 3 . 後期高齢者支援金等、82,634千円。

款 4 . 前期高齢者納付金等、195千円。

款 5 . 老人保健拠出金、751千円。

款 6 . 介護納付金、30,074千円。

款 7 . 共同事業拠出金、101,088千円。

款 8 . 保健事業費、5,052千円。

5 ページをお願いします。

款 9 . 基金積立金、1千円。

款10 . 公債費、10千円。

款11 . 諸支出金、1,202千円。

款12 . 予備費、40,183千円で、歳出合計は885,391千円でございます。

続きまして、歳入歳出事項別の主なものを説明させていただきます。

4 枚めくって、3 ページをお願いします。

款 1 . 国民健康保険税でございますけれども、目 1 の一般被保険者国民健康保険税につきましては、現年度課税分の徴収率95%、滞納繰越分の徴収率15%を見込んで、178,405千円を計上しております。

目 2 の退職被保険者等国民健康保険税は、現年度課税分の徴収率98%、滞納繰越分の徴収率15%を見込み、15,013千円を計上しております。

4 ページをお願いします。

款 4 . 国庫支出金でございますけれども、目 1 の療養給付費等負担金、148,487千円で予算計上し、前年度に比べまして、11,357千円の増額となっておりますけれども、新型インフルエンザの感染等によりまして、療養給付費等の増が見込まれることによるものでありまして、国庫負担率は療養給付費等の約34%となっております。

5 ページをお願いします。

款 4 . 国庫支出金、目 1 . 財政調整交付金、54,313千円で予算を計上しております。節 1 の普通調整交付金ですけれども、市町村間における財政力の不均衡を調整するために交付されるもので42,391千円を計上しております。

款 5 の療養給付費交付金につきましては、本年度55,459千円の計上で、6,032千円の減額で計上しておりますけれども、退職被保険者等療養給付費等の減によるものでございます。

6 ページをお願いします。

款 6 . 前期高齢者交付金につきましては、本年度225,400千円の計上で、前年度比17,418

千円の増の予算計上ですけれども、対象者の増によるものでございます。64歳から74歳までの人に係る医療費を対象に交付されます。

款7．県支出金、目1の県補助金、節2の県調整交付金ですけれども、一種交付金は歳出関係での一般被保険者療養給付費と一般被保険者高額療養費を合わせた額から歳入の前期高齢者交付金を差し引いた額の7%が交付されまして、32,685千円を計上しております。二種交付金につきましては、医療費の適正化保健事業費保険税収納対策として交付されるもので、1,925千円を見込んでおります。

7ページをお願いします。

款8の共同事業交付金、目2の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、84,853千円を計上しておりますけれども、高額医療費見込み増での予算計上です。レセプト1件当たりの給付総額が300千円を超える医療費を対象として交付されます。

8ページをお願いします。

款10の繰入金、目1．一般会計繰入金につきましては、前年同様30,226千円を予算計上しております。一般会計からの繰入基準に基づいたところでの予算計上でございます。

続きまして、13ページをお願いします。

歳出関係です。

款2の保険給付費、目1．一般被保険者療養給付費で480,000千円を計上して、前年度と比べて24,000千円の増となっておりますけれども、21年度の12月までの療養給付費が新型インフルエンザ等の感染等によりまして、当初見込みを上回って、22年度も療養給付費の増が見込まれることからの予算計上でございます。

目2の退職被保険者等療養給付費で48,000千円を計上し、前年度に比べて6,000千円の減をしておりますけれども、療養給付費が当初見込みよりも現在下回っております。20年度も減が見込まれることから、この予算を計上しております。

款2の保険給付費、目1の一般被保険者高額療養費で60,000千円を計上しております。前年度に比べて12,000千円の増となっておりますけれども、12月までの療養費が当初見込みを上回っており、22年度も高額療養費の増が見込まれることによるものでございます。

15ページをお願いします。

款3の後期高齢者支援金等、目1．後期高齢者者支援金、本年度82,623千円を計上し、前年度に比べて2,218千円の減となっておりますけれども、後期高齢者医療制度に対する保険者の支援分でございます。

18ページをお願いします。

款7．共同事業拠出金、目2．保険財政共同安定化事業等拠出金につきましては、本年度84,853千円、前年度に比べまして6,273千円の増でございますけれども、高額医療費の増が見込まれるためでございます。レセプト1件当たり300千円を超える医療費を対象に、一定

の割合で拠出することになっております。

款 8 の保健事業費、節 13 . 委託料の特定健康審査等委託料、これ40歳から74歳ですけれども、ことしは3,240千円での予算計上です。22年度は21年度の実績予定、受診者653人、受診率48.7%を勘案し、受診者800人、受診率60%を見込んでの予算計上をしております。

21ページをお願いします。

款 11 . 諸支出金、目 1 . 一般会計繰出金、800千円の予算計上につきましては、市町村間における国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業を実施した場合に、県に交付金として交付されます。これは徴税徴収員の雇用費として一般会計より繰り出しをいたしております。

これで議案第26号の説明を終わります。

続きまして、議案第27号 平成22年度上峰町老人保健特別会計予算の説明をいたします。

3 枚目、右下 2 ページをお願いします。

歳入の款 1 . 支払基金交付金、63千円。

款 2 . 国庫支出金、40千円。

款 3 . 県支出金、10千円。

款 4 . 繰入金、214千円。

款 5 . 繰越金、1千円。

款 6 . 諸収入、103千円。

歳入合計は431千円でございます。

3 ページをお願いします。

歳出。

款 1 . 総務費、7千円。

款 2 . 医療諸費、223千円。

款 4 . 諸支出金、1千円。

款 5 . 予備費、200千円。

歳出合計は431千円でございます。

老人保健特別会計は、平成19年度における法改正に伴いまして、制度そのものは終わっておりますけれども、20年 3 月31日受診分までの給付業務につきましては、給付請求の時効が2年であることを踏まえて、平成22年度まで特別会計を残すことになっております。22年度予算に関しましては、平成21年度の上半期の医療費の支出状況を考慮して、不定期的支出に備えて予算計上を行っているところでございます。

続きまして、議案第28号をお願いします。平成22年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

まず、医療制度改革に伴いまして、75歳以上を被保険者とする後期高齢者医療制度が20年

4月に施行されまして、2年間を通じて財政の均衡を保つことができるように、2年ごとに保険料率を算定することとなっており、22年度、23年度の保険料の見直しが佐賀県後期高齢者医療連合により行われました。保険料率の所得割率8.8%、均等割額47,400円で決定され、21年度と同率同額となっております。

それでは3枚目、右下2ページをお願いします。

歳入の款1．後期高齢者医療保険料、63,790千円。

款2．使用料及び手数料、2千円。

款3．繰入金、16,684千円。

款4．繰越金、1千円。

款5．諸収入、305千円。

歳入合計は80,782千円でございます。

3ページをお願いします。

歳出関係でございます。

款1．総務費、796千円。

款2．後期高齢者医療広域連合納付金、79,584千円。

款3．保健事業費、250千円。

款4．諸支出金、52千円。

款5．予備費、100千円。

歳出合計は80,782千円でございます。

主なものを説明させていただきます。3枚めくって3ページをお願いします。

款1．後期高齢者医療保険料、目1．特別徴収保険料ですけれども、本年度41,112千円、前年度に比べて9,664千円の減となっておりますけれども、特別対策によりまして、均等割が7割軽減世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年収800千円以下で、ほかに所得がない方の場合は9割軽減。また、保険料の納入方法は年金からの特別徴収か口座振替を要件なしで自由に選べる完全選択制が導入されたことに伴いまして、21年度の実績を勘案しながら保険料を算出しております。

目2の普通徴収保険料22,678千円につきましても、同様の理由でございます。

款3の繰入金、目1．一般会計繰入金、節2．保険基盤安定繰入金、15,793千円につきましては、保険料負担能力が低い低所得者に係る保険料軽減分について、県負担分4分の3、町負担分4分の1を繰り入れるものでございます。

7ページをお願いします。

歳出関係でございます。

款2の後期高齢者医療広域連合納付金、目1．後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄の保険料等納付金79,584千円は、歳入関係での後期高齢者医療保険料の63,790千円と款3の繰

入金の保険基盤安定繰入金15,793千円の合計額を納付するものでございます。

以上、7議案、取り急いで説明しましたけれども、御審議方よろしくお願ひします。

以上で終わります。

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。補足説明の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、13時30分まで休憩をいたします。休憩。

午後0時15分 休憩

午後1時28分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

午前中に引き続きまして、補足説明を再開いたします。補足説明はございませぬか。

建設課長（江崎文男君）

私のほうからは議案第15号、第24号、第31号の補足説明を申し上げます。

まずは、議案第15号 上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正理由といたしましては、現行の下水使用料月額につきまして、一般家庭と事業所等に大きな開きがございます。その使用料を是正するための事業所等の使用料金を一般家庭に合わせるよう、算定方式を改正したいと思っております。

内容につきましては、上水道の使用水量に応じた重量制に移行していきたいと思っております。

今回の改定につきましては、議案第15号の3ページを御参照願ひたいと思ひます。

3ページの別表3の上から2番目の一般家庭用以外の事業所等（月額）でございます。以下の表のとおり、今回、事業所等について変更改定をしていきたいと思っております。これによって、上のほうの一般家庭用の世帯割2千円、世帯員割500円とありますけれども、これと先ほど申し上げました事業所等についての使用料金が大体同じ金額ぐらいになるかと思っております。

続きまして、同じく議案の5ページをお願いいたします。

5ページの附則等でございますけれども、施行期日につきましては、22年の4月1日から施行を予定しております。

（適用区分）につきましては、これは井戸水等を使用されている事業者等で、使用水量を確認するために量水器が必要になってきます。その量水器の設置の費用負担については、

4月1日以降、新たにつなぎ込みをされる事業所負担にするという内容でございます。また、今現在つなぎ込みをされている事業所につきましては、町負担にて量水器の設置を行っていきたいと思っております。

続きまして（経過措置）のほうですけれども、これにつきましては、町負担で行う先ほどの量水器の設置工事を4月からの発注といたしますので、新使用料金の適用につきましては、7月からの使用料を対象にした9月期の請求からの一応適用でいきたいと思っております。

次に、（使用料の額の特例）ということになりますけれども、これにつきましては、先ほども述べましたように、現行の事業所等の使用料金を一般家庭に合わせます目的でございますので、この新使用料金になりますと、事業所等の月額の使用料金が値上げの方向になる見込みでございます。その軽減措置といたしまして、平成22年9月期より平成24年3月期の請求分までを次の表で算定をしていきたいと思っております。

続きまして、議案第24号をお願いいたします。平成21年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算書（第4号）の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正というところで、歳入の部でございます。

款の分担金及び負担金です。補正額3,000千円、計の5,895千円。

款の4．財産収入といたしまして、補正額の57千円、計の58千円。

款の5の繰入金、補正額減の1,492千円、計の281,503千円。

歳入合計、補正額1,565千円、計の562,259千円です。

続きまして、次のページの3ページ目をお願いいたします。

歳出の部です。

款の総務費、補正額1,041千円、計の174,020千円。

款の3の公債費、補正額524千円、計の376,126千円。

歳出合計、補正額1,565千円、計の562,259千円でございます。

続きまして、補正予算に関する説明書の3ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。

款の1の分担金及び負担金、目の分担金といたしまして、受益者分担金新規加入分でございますけれども、補正額3,000千円でございます。内容につきましては、新規加入金の15件参っておりますので、15件分の200千円ということで今回補正を上げております。

続きまして、款の4の財産収入でございます。利子及び配当金といたしまして、補正額を57千円計上しております。これにつきましては、農業集落排水事業減債基金の利子ということで今回上げております。

続きまして、款の5の繰入金でございます。目の一般会計からの繰入金ということで、減額の1,492千円でございます。

続きまして、次のページ、4ページ目です。

歳出の部です。

款の総務費、項の1の総務管理費、目の一般管理費でございます。節の需用費の中の修繕料関係の3,000千円でございますけれども、これにつきましては繰越明許に上がっております地域活性化のきめ細かな臨時交付金ということで、ここに3,000千円計上しております。続きまして、12の役務費でございます。減額の1,000千円でございます。続きまして、14の使用料及び賃借料といたしまして、減額の8千円。節の19の負担金、補助及び交付金といたしまして、減額の9千円です。

続きまして、目の減債基金費です。節の積立金、金額として58千円の積立金。これにつきましては、農業集落排水事業の減債基金積立金の利息分になります。

続きまして、款の3の公債費、項の1の公債費、目の2の利子、節の償還金、利子及び割引料ということで524千円計上しております。これにつきましては、9月に資本費平準化債の借り入れをいたしまして、9月から3月までの償還利子ということで、今回計上させていただいております。

以上で補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第31号をお願いいたします。平成22年度上峰町農業集落排水特別会計予算書。

2ページをお願いいたしたいと思えます。

2ページの第1表 歳入歳出予算、歳入の部でございます。

款の1の分担金及び負担金、項の分担金、金額615千円でございます。

款の2の使用料及び手数料、項の使用料といたしまして、123,000千円。

款の県支出金、項の県補助金といたしまして、金額6,000千円。

財産収入につきましては、1千円予算を計上しております。

5の繰入金、項の繰入金、金額といたしまして285,384千円。

6の繰越金といたしまして、1千円予算を計上しております。

款の7の諸収入といたしまして、1の預金利子、2の雑入ということで、2千円計上しております。

款の8の町債、項の1の町債、103,300千円計上しております。

歳入合計、518,303千円でございます。

続きまして、次のページの歳出の部でございます。

款の1の総務費、項の総務管理費、167,877千円。

款の2の事業費、項の事業費、6,600千円。

款の3の公債費、項の公債費、342,226千円。

款の4の予備費、項の1の予備費、1,600千円。

歳出合計、518,303千円でございます。

続きまして、次の4ページ、第2表 地方債のところでございますけれども、起債目的といたしましては、下水道事業。限度額といたしましては、103,300千円予定しております。

続きまして、予算書の説明書のほうの3ページをお願いいたします。

説明書の3ページの歳入の部でございます。

款の分担金及び負担金、項の分担金、目の分担金でございます。本年度予算といたしまして、615千円計上しております。これは受益者の分担金です。

続きまして、款の2の使用料及び手数料、項の使用料、目の使用料ということで、今年度予算につきましては、123,000千円計上しております。前年度使用料を121,500千円、過年度使用料といたしまして1,500千円計上しております。

款の3の県支出金、項の県補助金、目の県補助金、本年度予算6,000千円でございます。これにつきましては、県の補助金として低コスト型の農業集落排水施設更新支援事業ということで、国からの補助金が6,000千円来るようになっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

款の5の繰入金のほうです。項の繰入金、目の一般会計繰入金、本年度252,354千円、これは一般会計からの繰入金でございます。

2の農業集落排水事業減債基金繰入金、予算といたしましては33,030千円。これにつきましては、農業集落排水事業の減債基金からの繰り入れということで、元利償還に充てる分でございます。

続きまして、次のページの5ページ目をお願いいたします。

5ページの款の8の町債、項の1の町債、目の1の下水道事業債ということで、今年度103,300千円計上しております。下水道事業債の資本費平準化債の分でございます。

続きまして、次の6ページをお願いいたします。

歳出の部です。

款の1の総務費、項の1の総務管理費、目の一般管理費でございます。節の11の需用費20,838千円でございます。主に処理施設等の光熱水費でございます。節の12の役務費、予算として53,748千円です。中身的には各処理区のくみ取り料関係が入っております。13節の委託費、金額として53,699千円、これにつきましては、各処理施設等の維持管理費等が含まれております。

続きまして、7ページ目をお願いいたします。

節の14の使用料及び賃借料ということで、751千円計上しております。主に中継ポンプ等の借地料に充てております。

続きまして、次の8ページ目をお願いいたします。

8ページ目の15節の工事請負費、2,240千円計上しております。これにつきましては、先ほど事業所の使用料改定に伴う量水器の取り付けということで説明いたしましたけれども、

その量水器の取り付け工事の2,240千円を計上しております。箇所的には井戸水を対象にされている事業所等を対象にした約40カ所分の量水器の取り付け工事でございます。

続きまして、目の減債基金費でございます。節の25の積立金36,291千円、これにつきましては、農業集落排水事業の減債基金積立金ということで、平成14、15、16年度の基金運用分の繰り戻し金でございます。

続きまして、款の2の事業費、項の事業費、目の事業費で、節の委託費でございます。これにつきましては、昨年度より低コスト型集落排水施設更新業務委託ということで、各処理施設につきましてはの長寿命化を図り、機器の更新や維持管理に要する経費を平準化する目的での調査委託ということで、国からの事業でございます。

続きまして、次の9ページでございます。

9ページの款の公債費、項の1の公債費、目の1の元金といたしまして、本年度予算を239,977千円計上しております。

同じく2の利子といたしまして、102,249千円計上しております。

続きまして、款の4の予備費、項の予備費、目の予備費でございます。本年度予算といたしまして、1,600千円計上しております。

以上でございます。よろしく御審議方お願いいたします。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、補足説明を終わります。

引き続き議案第32号、提案理由の大要説明を求めます。

5番（中山五雄君）

皆さんこんにちは。

平成22年3月5日

上峰町議会

議長 吉富 隆 様

提出者 上峰町議会議員 中山五雄

上峰町議会議員の議員報酬の支給額の特例に関する条例
の一部を改正する条例の提出について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

（提案理由）

町の財政健全化のため、議会としては引き続き議員報酬の支給額を減額する。

議案第32号

上峰町議会議員の議員報酬の支給額の特例に関する条例の一部を 改正する条例

上峰町議会議員の議員報酬の支給額の特例に関する条例（平成19年上峰町条例第36号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成21年4月から平成22年3月まで」を「平成22年4月から平成23年3月まで」に、「議長の議員報酬月額に100分の80、副議長の議員報酬月額に100分の80、常任委員長の議員報酬月額に100分の80、議員の議員報酬月額に100分の80」を「議員報酬月額に100分の85」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月5日提出

以上です。よろしく申し上げます。

議長（吉富 隆君）

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第18号

議長（吉富 隆君）

日程第5 . 議案審議。

議案第18号 平成21年度上峰町一般会計補正予算（第5号）、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

2番（原楨和彦君）

35ページでございます。款の10、項の6、目の2、節の15の工事請負費、運動場夜間照明施設等改修工事費、9,769千円の増額の補正が出ております。そして、中央公園照明増設工事13,606千円の減額というふうなところでございますけれども、これは二者択一の関係で、補正予算（第1号）で上がっていたものだと思っております。

その中で、上のほうの運動場の照明施設の改修工事については、そのときに6,489千円の予算がついていたと。そして今回、9,769千円の補正をやるということですね。そして下のほうについては、15,000千円の予算措置があって、今回13,606千円の減額だということで、照明の改修工事については足していけば16,000千円ぐらいの金がかかっていると見込めます。この内容の詳細を教えてくださいたいと思います。

以上です。

教育次長（鶴田良弘君）

おっしゃるとおり、補正（第1号）で6,489千円補正をお願いしたところでございます。それで、結論から言いますと、今回の夜間照明施設の工事請負額の確定額が9,891千円という形で確定をしております。それで、おっしゃるように、16,000千円の予算がございませけれども、今回9,769千円補正上げていますけれども、予算を要求する段階で、うちのほうが安全を持った余裕の予算を要求いたしまして、確定が6,360千円ほど不用額が出るという形になっております。過大にうちのほうが要求したことをおわびいたします。済みませんでした。

以上です。

2番（原楨和彦君）

この予算補正を出すときには、当然、工事の入札等も終わって、わかっていたんじゃないですか。ということは、申しわけございませんけれども、これ単なるあなたたちのミスじゃないですか。そこをお尋ねします。

教育次長（鶴田良弘君）

まことに申しわけないですけれども、教育委員会のほうが財政係と十分協議しなかった点も十分あるということで、深くおわびいたします。

2番（原楨和彦君）

おわびされて済む問題じゃないと思うんですよ、次長。こんな大事なことを、これも地域活性化の対策資金で取り組んできているんですよ。それを要するに今回、この6,360千円余りの不用額というのはきちっと減額して上げるのが当然のことでしょう。それをこういった形で要するに認めなさいということですか。こういった補正予算とか当初予算あたりを私は間違いだと思って言っております。間違いを認めれというようなことであれば、その根拠をきちっと出していただきたい。

以上です。

企画課長（北島 徹君）

私のほうからお話を申し上げたいと思いますが、先ほど教育次長のほうが御説明はされましたが、財政のほうの予算要求の締め切り、それと教育委員会のほうの事業の実施の時期というのが重なりまして、先ほど申し上げましたように、この要求額をそのまま発したという状態になっております。大変その詰めがちょっと甘かったと、数字が甘かったということで、今御指摘をいただいております。そのとおりだろうと思います。今後、このようなことがないように十分注意してまいりたいというふうに思っております。

この件に関しましては、交付金事業ということもございまして、うちのほうも早目早目に数字をとというようなことも申し上げておりました。そこら辺でその意思の疎通を欠いたとい

う点で、こういうことになったというふうに思っております。大変申しわけございません。

2番（原楨和彦君）

600千円、1,000千円ぐらいの話ならわかりますよ。10,000千円弱の仕事に六百何十万円と
というような、そういったことがぬけぬけとやってもらっちゃ困ります。私は修正を求めます。
以上です。

議長（吉富 隆君）

執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

休憩を求めます。

議長（吉富 隆君）

ただいま町長のほうから休憩の動議がなされております。皆さん、いかがお諮りいたしま
しょうか。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、議案審議の途中ではございますが、ここで暫時休憩を
いたします。休憩。

午後 1 時56分 休憩

午後 3 時14分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

議案第18号については、原楨議員の指摘どおりに執行部より修正したいとの旨の報告があ
りました。よって、議案第18号の質疑を終結いたします。

以下、議案第18号から議案第24号については、後日審議をしたいと思いますが、これに御
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。

お諮りをいたします。日程の順序を変更し、日程第12．議案第25号を審議したいと思いま
すが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。日程の順序を変更し、日程第12．議案第25号を審議することに決定
をいたしました。

日程第12 議案第25号

議長（吉富 隆君）

日程第12・議案第25号 平成22年度上峰町一般会計予算を議題といたします。

お諮りをいたします。ただいまの審議中の平成22年度上峰町一般会計予算については、9名で構成する予算特別委員会を設置して審議したいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、本案につきましては、9名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま決定いたしました予算特別委員会については、委員長に岡光・君、副委員長に井上正宣君を選任したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、委員長に岡光・君、副委員長に井上正宣君が選任をされました。皆様の御協力をお願いいたします。

ここで委員長に選任されました岡光・君に就任のごあいさつをお願いいたします。

9番（岡 光廣君）

皆さんこんにちは。ただいま委員長としての推薦をいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

平成22年度予算特別委員会委員長に指名をしていただきまして、本当に私自身も責任を重く感じておるわけでございます。

皆様も御存じのとおり、財政的に逼迫している今日の状況であります。平成22年度予算特別委員会委員長としての任の重さを強く受けとめております。どうか皆さんの慎重審議のほど、御協力をお願い申し上げまして、就任のごあいさつといたします。よろしく願いいたします。

議長（吉富 隆君）

ただいま予算特別委員会の委員長のごあいさつが終わりました。

お諮りをいたします。以上をもちまして、本日の日程は終了をいたしました。

本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定をいたしました。

これをもって散会をいたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 3 時18分 散会